

令和5年度 いじめ防止基本方針

三条市立栄中央小学校

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。

加えて、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条で、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。かつての定義「自分より弱い者に対して一方的」「継続的に」「深刻な苦痛」という要素は含まれない。

具体的には、「いじめ防止等のための基本的な方針」に示されているように

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- である。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項(R2,12.25)で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性^{がいぜんせい}※注1の高いもの」※注2と定義されている。当校では、「いじめ類似行為」についてもいじめと同様に扱うこととする。

※注1 「蓋然性」とは、ある物事や事象が実現するか否か、または知識が確かかどうかの度合いのこと

※注2 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① いじめは人間として絶対に許されない、という強い認識をもつ。
- ② 見えない所での発生、被害者がその事実を否定する場合もあることに着眼する。
- ③ いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、積極的に認知する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 人権教育、道徳教育、教育環境の整備充実

- ① 「知的理解」と「人権感覚」を相互に関連させながら道徳的实践力を高める。
- ② 教職員が一体となって、いじめを許さない雰囲気（掲示物、言葉遣い等）に努める。
- ③ 東日本大震災により被災した児童、海外から帰国した児童等配慮が必要な児童へ必要な支援を行う。

(2) 特別活動における主体的な活動

- ① 異年齢交流活動等による自己有用感を育てる取組を意図的に仕組む。
- ② 児童自らいじめの問題について考え、議論する活動に取り組む。

(3) さかえ学園における連携協力体制づくりの推進

- ① 児童生徒が主体となる「いじめ見逃しゼロスクール集会」に取り組む。
- ② いじめの問題に関する協議を学園の校長会、小中一貫教育推進協議会等で行う。

(4) 学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

- ① 「学校いじめ防止等基本方針」をホームページやPTA総会、入学説明会を活用して家庭や地域に周知し、学校と家庭・地域がともに考え行動する土壌を生み出す。
- ② 学校運営協議会、民生委員・児童委員懇談会、PTA役員会等の組織を活用し、いじめ防止等の取組を連携して推進する。

(5) 年間予定

月	児 童 の 活 動 予 定	
4 月	入学式 新1年生を迎える会	
5 月	運動会	ふれあいタイム
6 月	WebQU 検査 いじめ見逃しゼロ強調月間	
7 月	学校生活アンケート① 教育相談週間	
8 月		
9 月	持久走大会 あいさつ運動（さかえ学園）	
10 月	学習発表会	
11 月	いじめ見逃しゼロスクール集会 WebQU 検査 新星まつり	
12 月	学校生活アンケート② 教育相談週間	
1 月		
2 月	卒業プロジェクト	↓
3 月	6年生を送る会 卒業式	

3 いじめ防止の早期発見のための取組

(1) 早期発見の意義と留意事項

- ① 早期に発見すれば、深刻な状況に陥る前に効果的な指導を行うことができる。また、被害を最小限に食い止めることができる。
- ② 被害者が被害を申し出なかったり、巧妙に「遊び」や「けんか」に偽装したり、匿名によりインターネット上でいじめをしたりと、いじめは潜在化、複雑化、多様化している傾向があるため、アンテナを高くして情報収集に努めなければならない。

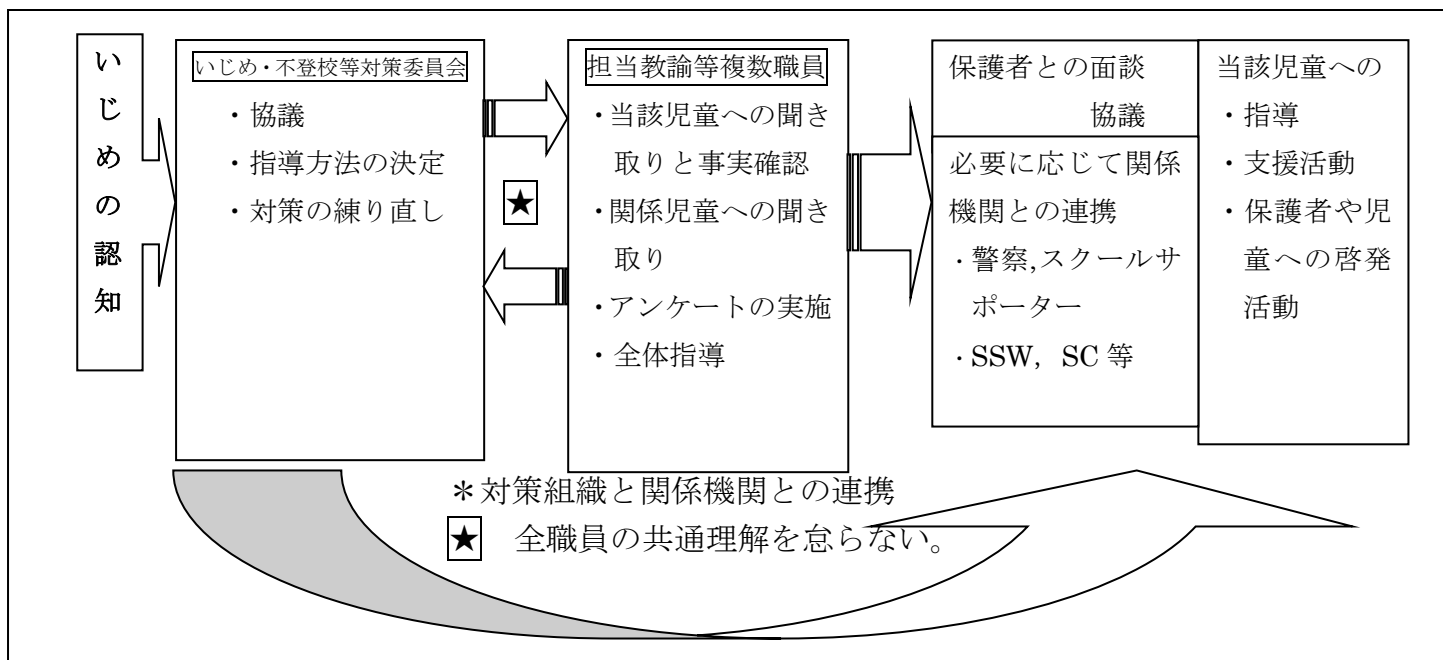
(2) 早期発見のために

- ① いじめ実態調査・・・学校生活アンケートの実施
- ② 教育相談・・・教育相談週間の設定（全校一斉）、随時の教育相談
- ③ 児童の観察と実態把握・・・児童の変化、周囲からの情報収集、QU 検査
- ④ 職員の情報交換（毎週火曜日の職員終会での共通理解）
- ⑤ いじめ不登校等対策委員会（定期的に第1第3金曜と随時）

4 いじめが認知された時の措置・対応について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずにすみやかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に掲げて当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



5 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名 称 この組織を「栄中央小学校いじめ防止推進会議」とする。
- (2) 構成員 校長，教頭，生活指導主任，学年部主任，養護教諭(いじめ不登校等対策委員会メンバー)，警察のスクールサポーター・スクールカウンセラーを構成員とする。＊警察のスクールサポーター・スクールカウンセラーは市教育委員会が依頼する。

＊事案によっては、三条警察生活安全課、学校運営協議会委員等を特別構成員とする。

(3) 組織の具体的な役割

- ・いじめの未然防止のため，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見，事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報や児童間の人間関係に関する悩みがあった時には緊急会議を開いて，次のような対応を迅速に組織的に実施するための中核としての役割
 - ＊いじめ情報の迅速な共有
 - ＊関係のある児童への事実関係の聴取
 - ＊指導や支援の体制・対応方針の決定
 - ＊保護者との連携
 - ＊解消に至るまでの対応と解消後の注意深い観察（少なくとも3か月以上）

6 重大事態にかかわる対応について

(1) 重大事態の意味

- ①「いじめにより」当該学校に在籍する児童の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀な

くされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中
にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

【いじめの重大事態とは】

一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ
た疑いがあると認めるとき。

例：「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」

「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」 など

二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な
くされている疑いがあると認めるとき。

例：「年間30日の欠席をしている場合」「一定期間、連続して欠席している場合」

※学校が「重大事態」と判断しなくとも、保護者からの申立てがあった場合は、調査・
報告等にあたる。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同
種の事態の発生防止に資するため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の
適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うもの
とする。その場合の調査の実務は学校が担当する。

学校は、教育委員会の指導のもとで調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめ
を受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他
必要な情報を、教育委員会の指示により適切に提供するものとする。

7 その他

(1) いじめ防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

(2) いじめ防止等のため、学校運営協議会委員・PTA・自治会などと連携し、取組を強
化する。

(3) 警察等の関係機関と連携して、いじめ防止等に関わる取組を行うようにする。

(4) 取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価と改善を毎年行う。

平成30年11月1日 大幅改訂

令和4年8月1日 部分改訂

令和5年6月20日 部分改訂